

地方独立行政法人大阪市立工業研究所内部統制連絡会議設置規程

制定 平成25年4月1日 規程第622号
最近改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 本規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所公正な職務執行の確保のための内部統制の体制に関する規程（以下「内部統制体制規程」という。）第6条に定める内部統制連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、内部統制体制規程に定めるところによる。

(構成)

第3条 連絡会議は、内部統制体制規程に定める最高責任者、副最高責任者、総括責任者及び内部統制責任者を委員として組織する。

2 削除

3 連絡会議の委員長は、最高責任者がその任にあたる。

4 連絡会議は、委員長が招集し主宰する。

5 委員長が不在の場合等は、副最高責任者がその任にあたる。

6 委員長は、議事に関与し公平な審議を行うことが困難であると判断される委員の出席を拒むことができる。

7 委員長は、必要に応じ、関係する職員等の出席を求めることができる。

8 監事は連絡会議に出席し、意見を述べることができる。

9 連絡会議は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

(審議事項)

第4条 連絡会議は、次の各号に定める事項を審議する。

(1) 内部統制に関わる重要事項

(2) コンプライアンスを推進するための方針及び体制整備等に関わる重要事項

(3) 内部通報窓口を通して報告されたコンプライアンスに関わる事項

(4) 内部統制体制規程の改廃に関する事項

(5) その他、内部統制及びコンプライアンスに関する必要な事項

(6) 削除

(決議)

第5条 連絡会議における決議の方法は、委員長が各委員の意見を聴取した上で、最終判断するものとする。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局を総務部に置く。

2 事務局は、委員長の指揮を受け、連絡会議に関する事務を行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、連絡会議で協議の上、理事長が決定する。

2 本規程は、必要に応じて適宜見直すものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。